

(電子メール施行)
障支 第 1230 号の 2
平成 29 年 7 月 27 日

各障害福祉サービス事業所
運営法人代表者 様
各障害児通所支援事業所

兵庫県健康福祉部障害福祉局障害者支援課長

新規指定申請時における社会保険及び労働保険の適用状況の確認について

標記のことについて、別添のとおり平成 29 年 4 月 25 日付けで厚生労働省から障害福祉サービス事業所や障害児通所支援事業所が新規指定申請を行う際に、社会保険及び労働保険が適用されていることを確認するよう依頼がありました。

つきましては、平成 29 年 10 月 1 日付けで新規指定する事業所から、社会保険及び労働保険の適用確認を行うこととしましたので、新規の指定申請書を提出される際には「社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票（別紙 1）」のご提出をお願いします。

なお、社会保険・労働保険の適用が確認できない場合は、厚生労働省からの依頼に基づき、厚労省に情報提供いたしますので、ご留意をお願いします。

また、既存事業所については、この取り扱いの対象外となりますので、ご留意をお願いします。

障害者支援課施設整備・就労対策班 施設・日中活動系：川野（内線 2968）中井（内線 3012） 就労活動系のみ　：井上（内線 2836）椋本（内線 3036）
--